

別記様式第1号(第四関係)

ながのけんいなしひしのみのわちくかつせいかけいかくへんこう  
長野県伊那市西箕輪地区活性化計画(変更)

ながのけんいなし  
長野県・伊那市

平成 26年 4月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	長野県伊那市西箕輪地区活性化計画			地区名(※1)	西箕輪	計画期間(※2)	平成26年度～平成29年度
都道府県名	長野県	市町村名	伊那市				

### 目標 (※3)

伊那市西箕輪地区は天竜川右岸段丘に整備された畑作地帯が広がり、畑作、乳牛、果樹、稲作などを中心とした複合型農業が行われている地域であるが、中央自動車道伊那インターチェンジの共用に伴い混住化が進行し、農用地のスプロール化が生じている。そのような状況の中、伊那市における、唯一の体験型農業公園『みはらしファーム』は西箕輪地区の地域農業の活性化施設として、平成11年に開園し集客を延ばしてきました。しかし、開園から14年が経過し、集客が減少となるとともに、西箕輪地区の活力も衰退に向かっている。このため、『ひびろ農業公園みはらしファーム』を西箕輪地区の情報発信基地の拠点として位置付け、「農」「食」「観光」振興を図り、都市住民との交流の促進により西箕輪地区の活性化を図る。

西箕輪地区的交流人口の増加目標は次のとおり

○みはらしファーム各施設の利用

平成18年をピークに減少が続いている平成23年度から、横ばいとなっている。このため、様々なイベントを実施し、交流人口の増加を図り、平成29年に616,158人を目指す。

○交流促進施設

・料理教室(味噌作り教室 地元の地域食材を使用した料理教室)

・各種体験(そば打ち体験(※)、パン作り体験(※)、おやき作り体験、豆腐作り体験、いちご、ブルーベリー、りんご、ぶどうのジャム作り体験)

(※)そば打ち体験、パン作り体験はみはらしファーム内の既存施設で体験可能であるが、それぞれ個人(家族)対応の施設のため、これまで団体による申込は断ってきた経過がある。今回整備予定の交流促進施設では団体受入が可能となる施設を予定。

・伝承文化を継承する各種事業(季節の各種まつり、しめ飾り作り教室、伝統野菜「羽広菜」収穫まつり、せいの神、節分会 等の伝統文化伝承事業。)

・竹細工などの手作り体験

以上の集計として、平成29年度は14,928人の利用を目指す。

○地域食材提供施設

西箕輪地区的食材を収穫体験等により、自ら収穫、調達し、その場で自ら焼いて味わえる簡易施設(設備)の設置。(収穫体験利用者から、収穫した野菜等をその場で味わう施設の要望が多数あり、計画した。)

5月～10月の6ヶ月間利用 月184人の利用として 6ヶ月 × 184人 = 1,104人

従って、目標最終年度(平成29年度)の入込客数を616,158人 + 14,928人 + 1,104人 = 632,190人を目指す。

### 目標設定の考え方

#### 地区的概要:

伊那市は、平成18年3月に旧伊那市、高遠町、長谷村が合併し新「伊那市」として誕生しました。「産業とにぎわいの伊那」「歴史と文化の高遠町」「自然の長谷」という地域の特性を併せ持った他には類を見ない魅力溢れた市です。長野県の南東部に位置し、南東側は南アルプス(赤石山脈)を境に山梨県と静岡県に接し、西側は中央アルプスを有する他に類を見ない都市です。市の東部は南アルプス国立公園、三峰川水系県立公園を、西部は中央アルプス県立公園を有し、自然に恵まれた地域となっています。

中央部には標高600mの伊那盆地が開け、市内を南下する天竜川と中央アルプス、南アルプスから流下する三峰川等の支流により、数段の河岸段丘と階状地が形成されており、田園、畑作地帯が開け伊那谷特有の美しい景観を作り出しています。

天竜川より西側には西部畠地帯が広がり、整備された畠に未成熟とうもろこし、肉牛、牛乳、りんご、稲作などを中心に複合型の農業が行われています。また、平成9年より農業構造改善事業に取り組み、いちごのロックウール溶液栽培をはじめ、大豆、そば、かぶ等を利用した地域特産品の開発、販売に取り組んでいます。

#### 現状と課題

近年、伊那市西箕輪地区の農業は、従事者の高齢化、後継者や担い手の減少、耕作放棄地の増加、混住化の進行などにより、農地や農業生産力などの生産基盤の維持・確保が困難になってきています。そのような状況の中、平成6年に温泉の整井(さくせい)に成功し、平成9年の10月には市の温泉活用施設「みはらしの湯」がオープンしました。

西箕輪地区の温泉の整井(さくせい)をきっかけに、農業公園構想が検討され、平成7年度に伊那市農業振興センターが策定した農業振興地域地区計画では、農産加工などによる付加価値の高い農業を展開することが示され、農業構造改善事業への取り組みが始まりました。平成8年度からは、伊那地区・西箕輪地区農業振興推進委員会での検討が重ねられ、地元農家からの強力なボトムアップにより本事業は推進されてきました。地域の有形無形の資源を再評価し、これを活かすことにより都市との交流を深め、地域の活性化を進めるとともに、新たな農業開拓事業の開発や地域農業の担い手となる経営体の育成、地域ぐるみの営農支援体制の確立などを目的としています。

平成18年には撞兵衝トンネルの共用が開始され、伊那一本曾間が約30分で結ばれたことが後押しとなり、みはらしファームへの来客はピークに達しましたが、来園者、売り上げとともに、減少傾向が続いている。しかしながら、収穫体験については順調に売り上げを伸ばしつつあり、今後も収穫体験を基盤とした、伊那市の魅力を発信する中心的な施設として、新たな整備計画を進めていく必要が求められています。

#### 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、西箕輪地区の地域活力が低下する中、ひびろ農業公園みはらしファームへの来場者は年々減少しているものの、53万人が訪れております。自然と眺望に恵まれたとこの施設の立地条件と、地域産物を有効に活用した状況を生かし、伊那市西箕輪地区の情報発信基地として地域活性化を目指すことをとする。

具体的には大規模な来客を受け入れできる交流促進施設、駐車場の整備を行い、そば打ち体験、おやき作り体験、豆腐作り体験などの各種体験の実施により、都市住民交流による地域活性化を図ることとする。また、さくらんぼやスイートコーン、アスパラガスなどの収穫体験圃場の増設にあわせ、収穫したとれたての野菜や地域食材をその場で焼いて味わえる地域食材提供施設を設置し、入込客数の増加とみはらしファームへの滞留、地場産の食材を利用することとし、みはらしファームを核とした西箕輪地区の活性化を図る。なお、活性化計画期間中はみはらしファーム整備検討委員会運営会議にて目標値の実績状況を調査検討し、関係機関に協力を求めながら目標最終年度には達成できるよう努める。

#### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
伊那市	西箕輪	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	伊那市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

伊那市の有効提携都市である新宿区と連携を行い、積極的なPR活動を展開し、来園者の増加を図るとともに、小学生の収穫体験や、そば打ち、おやき作りなどの各種体験を実施する。

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

伊那地区(長野県伊那市)	区域面積(※2)	2,412ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積2412haのうち農林地の面積1900haで78.7%を占め、西箕輪地区の就業人口3,163人のうち農家人口704人であり約22.2%が農林業従事者であり、農林業が重要な地域となっている。(国勢調査、伊那市統計書、農家台帳、森林簿より)		
②法第3条第2号関係: 農林漁業者の高齢化傾向から見て、活性化のためには、交流を進めることは必要不可欠な区域である		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況は各年度ごとに確認し、次年度対策を検討しながら推進する。最終評価は計画期間終了年度の翌年度(平成30年度)において、その達成状況を確認する。

### ○活性化の目標「交流人口の増加」=

$$\text{計画期間内の計画区域外からの入込客数 } 2,394,734 \text{ 人(目標)} \div \text{計画期間前の計画区域外からの入込客数} 2,269,382 \text{ 人(現状)} \times 100 - 100 = 5.52\%$$

### ○達成状況の確認方法

各施設、各組合より報告された毎月の数値を、みはらしファーム管理組合事務局が集計し、『みはらしファーム利用集計』を作成。

上記により把握した数値を、伊那市、上伊那農業協同組合、はびろ農業公園みはらしファーム内各施設代表者等、

みはらしファームに関係者36人で構成される「はびろ農業公園みはらしファーム」運営会議に諮り、目標達成状況の可否について検証する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5.000分の1から25.000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
- ・関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

活性化計画 目標数値

(単位:人)

計画期間前 交流人口	みはらしファーム集計	計画期間後 交流人口	※既存施設 集計	交流促進施設					地域食材 提供施設	みはらしファーム 集計
				各種体験教室 (そば、パン、おや き、豆腐)	イベント	ジャム作り、味 噌、料理教室	工房空 (竹細工工房)	合計		
平成22年	564,521人	人	平成26年	569,400人						569,400
平成23年	566,789人	人	平成27年	580,788人						580,788
平成24年	568,672人	人	平成28年	598,212人	687	10,330	2,880	247	14,144	612,356
平成25年	569,400人	人	平成29年	616,158人	1,099	10,640	2,937	252	14,928	1,104
計画期間前計	2,269,382人	計画期間後計		2,364,558	1,786	20,970	5,817	499	29,072	1,104
										2,394,734

※ 既存施設:とれたて市場、トマトの木、名人亭、麦の家、工房空、草の家、みはらしの湯、羽広荘、みはらしいちご園

計画期間総合計	2,394,734
---------	-----------

既存施設集計	既存施設の集客増を図る とれたて市場、トマトの木、名人亭、麦の家、※工房空(竹細工工房)、草の家、みはらしの湯、羽広荘、みはらしいちご園 平成26年度を基本として27年は2%、28年・29年は3%の対前年増で算出
各種体験教室	名人亭に併設されている「体験道場」に加え、当施設において、既存の規模より大人数の利用を図る。 そば打ち、おやき作り、パン作り、豆腐作りの各種体験の利用
イベント	春祭り、夏祭り、新そばまつり、秋の収穫まつり、しめ飾りづくり、せいの神、節分会、ひな祭り 等 平成25年度年間イベントの内、交流促進施設を利用できるイベントの総数から約50%の人数で算出。以降毎年3%の増
ジャム作り、味 噌、料理教室	いちご、ブルーベリー、りんご、ぶどうのジャム作り 収穫体験利用客83,000人の約3% = 2,480人 味噌作り教室 春、秋の年2回仕込み100人 × 2回 = 200人 西箕輪で収穫された地元の地域食材を使用した料理教室 年10回開催 × 20人 = 200人
工房空	野外で行っていた手事体験(竹細工の工作など)について当該施設にて対応を行う。 平成25年度の実数を26年度に適用。以降毎年2%増
地域食材提供施 設	5月～10月の利用と考え、夏の最盛期を考えるとこの数字で行けると思います。 月170人利用 × 6ヶ月 = 約1000人

$$2,394,734 \div 2,269,382 \times 100 - 100 = 5.52\%$$

計画期間 4年間

26年度 設計
27年度 交流促進建設、駐車場建設
28年度 地域食材提供建設、その他施設建設
29年度 その他施設の建設(水路整備)市単
30年度 檢証年度